

別紙

意 見 書

地方自治法第74条第1項の規定による生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正の請求に対する同条第3項の意見は、次のとおりであります。

今回の条例改正請求につきましては、法律上必要とされる有効署名数を大きく上回る6,796人の連署をもってなされたもので、市民が市政や行財政改革に関心を持ち、積極的に意思を示したものであり、その思いは真摯に受け止めるべきであると考えます。

1 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正について

昭和46年の市制施行以降、議員報酬に関しては14回にわたる引上げが行われておりますが、これまで引き下げられたことはなく、最後の引上げが行われた平成8年以降、自治体の行政と財政を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中、市議会議員を含む特別職の報酬等について、その見直しが必要であると考え、平成22年10月13日に市長及び副市長の給料並びに議員報酬の適正な額について、生駒市特別職報酬等審議会に諮問を行い、同年11月24日に答申を受けたものであります。

議員報酬については、審議会答申で指摘されているように、バブル経済崩壊とその後の経済の停滞に伴い市民が共通に受けている所得減少と公共サービス

の再編成という痛みにきちんと対応し、行財政改革への共感に結びつき得るような「市民感情に即した見直し」をすることが必要であると考えております。

こうした観点から、議員報酬を引き下げることが必要であると考えますが、以下の理由から報酬額を30%引き下げるという請求内容には賛同することはできません。

すなわち、地方分権改革の進展が期待される中、市議会の行政監視及び政策提案の機能は今後さらに強化されなければなりません。そのためには、そのような意欲と能力と時間を有する市民が市議会議員となることが何より肝腎であり、そうした有為な人材が現在の職業を辞めてでも市議会議員に立候補しようと決断できるようにするためには妥当な報酬額を確保する必要があります。このことによって、年齢、性別、前職等の点でバランスの取れた市議会議員の構成を確保することができ、真に市民のあらゆる層を代表する市議会たり得るものと考えます。こうしたことから、議員報酬については、審議会答申で指摘されているように「生活給的所得保障と職務に対応する報酬という性格」に伴う妥当な水準の確保が必要となります。

そこで、審議会答申にあるように、類似団体のうちから本市に近似した地方公共団体の議員報酬の水準、民間企業の平均給与の減少率（11.9%）、家計の消費支出の減少率（12.2%）及び本市職員のうち管理職の給与の減少率（10.6%）などを総合的に考慮し、審議会答申どおり12%の削減を行うことが適当であると考えます。

2 生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正について

現在の議員定数は、地方自治法で定められた上限34人に対し、24人とされ、市制施行前の昭和34年から維持されておりますが、平成21年11月に生駒市行政改革推進委員会から提出された「議員及び特別職報酬等の適正化に

向けた提言」では、類似団体や同程度の人口規模の地方公共団体において、本市より議員定数の少ない都市が一定数存在すること、また、間接民主制を補完するため、市民主権や市民の参画と協働を推進する環境が整備されつつあることなどを総合的に判断し、24人から20人程度に削減すべきとの意見をいただいております。

今回の議員定数を24人から18人とする請求内容は、この提言を更に2人上回る削減を求めるものとなっておりますが、①現在4つある常任委員会を3つに再編し各委員会の所管事項を増やすことで、委員会の定数を6人としたままの委員会審議が可能であること、②現在の市議会議員が当選して以降今日までの市議会本会議における一般質問者は平均して15人程度であること等から、議員定数が18人となっても議会審議に大きな影響があるとは思われず、一方で、③奈良県内の12の市で過去4年間に議員定数の削減が行われていないのは本市を含む4市のみであり、地方自治法の上限から14人少なくしている市もあること、④本市の正規職員数は平成26年4月までに800人以下に削減する予定であり、平成13年4月にピークを迎えた1,025人と比較すると約22%の削減となること、⑤本市の農業委員会の選挙による委員の定数も市制施行前の昭和32年に定められた20人を平成21年6月に、この間の農家数や耕地面積の減少等を考慮して10人に半減させていること等を総合的に考慮し、議員定数を24人から18人とする請求内容に賛成するものであります。